

第3章 計画の基本的な考え方

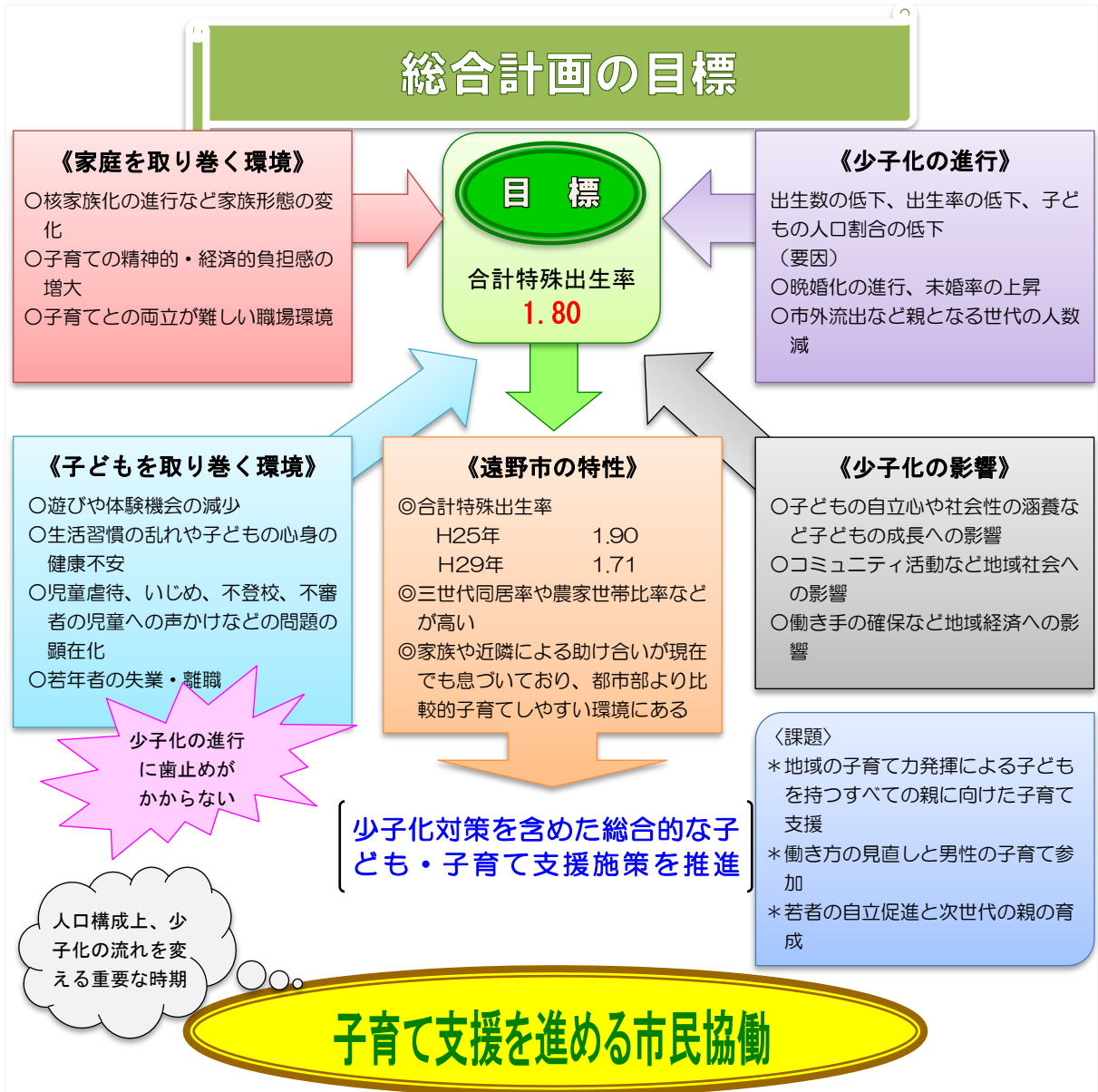
1 基本理念

子育てをみんなで応援し わらすっこの笑顔があふれるまちづくり
～子育てするなら遠野～

2 基本目標

第2次遠野市少子化対策・子ども・子育て支援総合計画
《通称：第2次遠野わらすっこプラン》
〔目標〕 合計特殊出生率「1.80」

* 合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均をいいます。



第2期遠野スタイル創造・発展総合戦略【重要業績評価指数(KPI)】

【合計特殊出生率】

対象	設定根拠・特徴					測定方法
	・総人口数における子どもの割合の上昇につなげる					
市内の15歳から49歳までの女性	目標数値					根拠
H30現状数値 (H29実績)	R2 (R1実績)	R3 (R2実績)	R4 (R3実績)	R5 (R4実績)	R6 (R5実績)	
1.71	1.72	1.74	1.76	1.78	1.80	県内14市では高い水準を維持する

【この地域で子育てをしたいと思う親の割合】

対象	設定根拠・特徴					測定方法
	・乳幼児健康診査時の問診項目 ・問診により「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合					
市内の乳幼児の保護者	目標数値(単位:人)					根拠
H30現状数値	R2	R3	R4	R5	R6	
91.1%	92.0%	93.0%	94.0%	95.0%	96.0%	「健やか親子21(第2次)」の指標

【わらすっこ条例応援認定事業者数】

対象	設定根拠・特徴					測定方法
	・子育て期の従業員が仕事と子育てを両立することができる職場づくり、子どもの育成に関する活動への協力等に努めている事業者数					
市内の事業者	目標数値(単位:事業者)					根拠
H30現状数値	R2	R3	R4	R5	R6	
34事業者	40	41	42	43	44	事業者の子育て支援に関する自主的な取組の推進

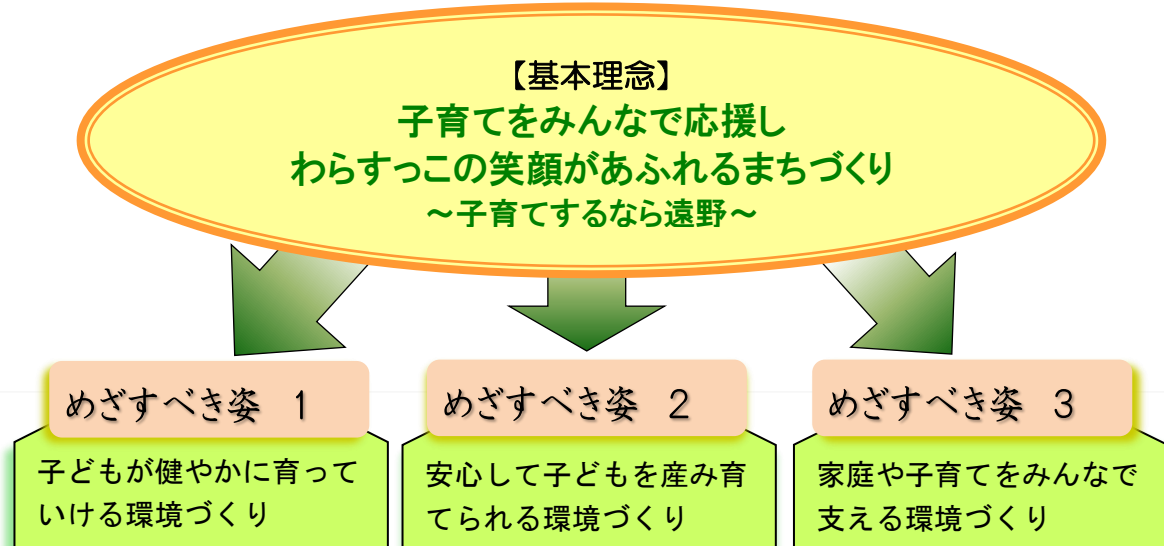
3 基本的方向性

子ども・子育て支援法における「子ども・子育て支援新制度」では、市は同法及び「わらすっこ条例」に基づき、子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

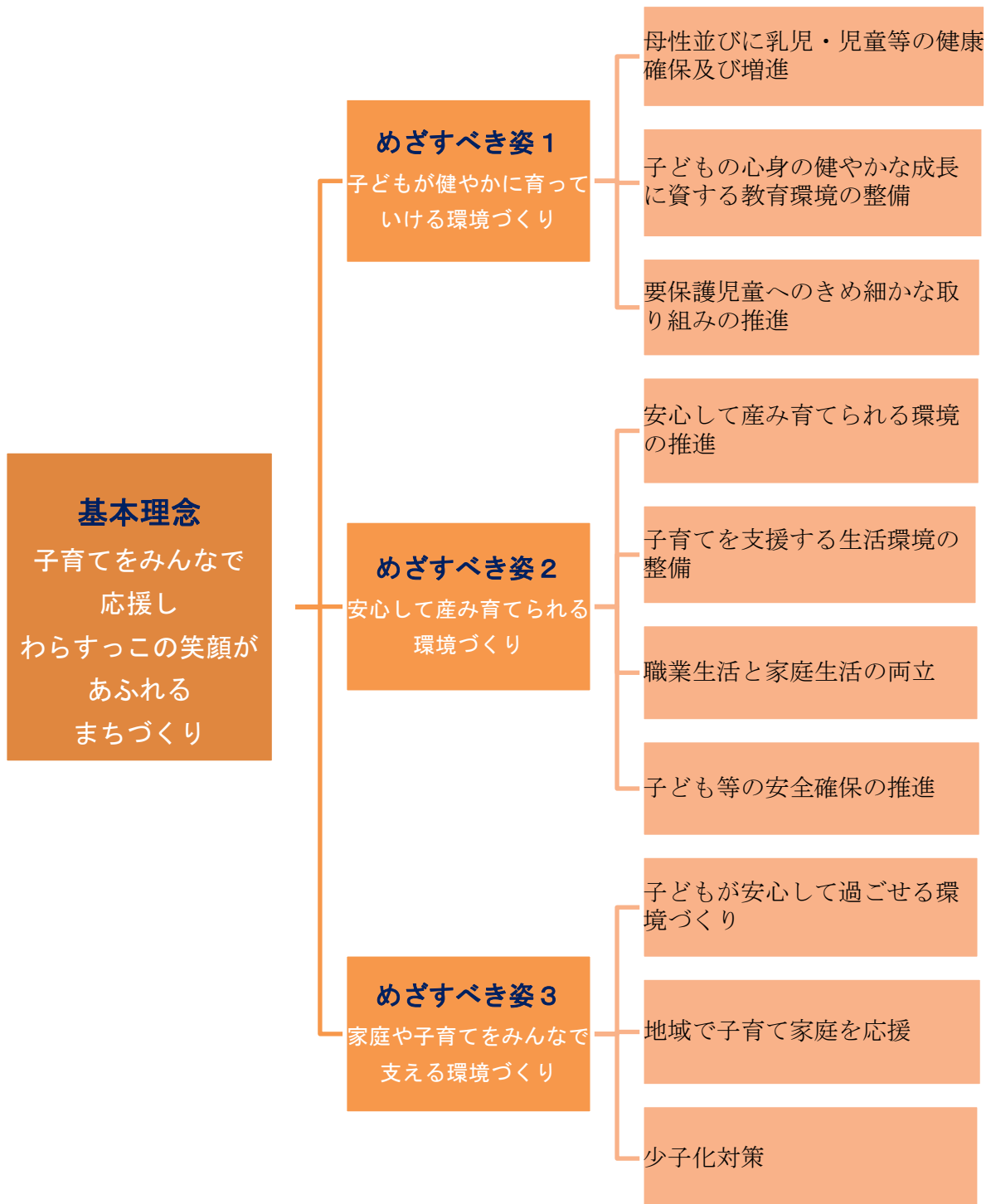
そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、従来からの遠野わらすっこプランに、「母子保健計画」「ひとり親家庭等自立促進計画」「子どもの貧困対策計画」、以下の基本理念を掲げ、本市の子ども・子育て支援を推進します。

第2次遠野市少子化対策・子ども・子育て支援総合計画

《通称：第2次遠野わらすっこプラン》



4 施策の体系



(1) めざすべき姿 1

子どもが健やかに育っていける環境づくり

子どもの最善の利益が尊重され、次代を担う子どもが、たくましく健やかに育ち、豊かな人間形成と自立した生活ができるよう、教育環境の整備、子どもと母性の健康の確保と増進、要保護児童等対策に取り組みます。

また、ひとり親家庭等の自立促進及び貧困家庭への更なる支援のため、きめ細かく寄りそって支援する仕組みを構築します。

ア 母性並びに乳児・児童等の健康確保及び健康増進

母子保健は、生涯を通じた健康な生活を送る第一歩であり、次の世代を健やかに産み育てるための基礎となります。妊娠・出産・子育てが安全、かつ、安心してできるように妊娠早期からの健康管理と指導を強化し、快適な妊娠・出産・子育てができる取り組みを行います。

・子どもや母親の健康の確保

子どもを安心して産み、健やかに育てることができるように、母と子のライフステージに応じた健康の保持増進のための健康診査、訪問指導、相談・保健指導等の母子保健の充実を図ります。

また、母親の育児不安の解消や子どものこころの健全育成を図るため、妊娠期からの継続した母親への育児支援体制づくりを関係機関と連携して推進します。

・食育の推進

朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の健康が大きな問題になっています。乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成と、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

また、低出生体重児の増加等を踏まえた、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を行います。

・思春期保健対策の充実

10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の涵養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る相談体制の充実等を進めます。

イ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもたちが、心豊かに人を思いやる気持ちを持ち、基本的な習慣やモラル、自立心や自制心を身につけるための教育を、学校をはじめとする関係機関で推進します。

<p>・未来の子育て世代の育成</p>
<p>男女が協力して家庭を築くこと、子どもを産み育てることの意義を啓発していくことが重要です。また、その希望を実現することができるよう、地域社会の環境整備を進めます。</p> <p>特に、中学生、高校生等が子どもを産み育てること、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進していきます。</p>
<p>・子どもの生きる力の育成に向けた学校教育等の整備</p>
<p>次代の担い手である子どもたちの実態を把握し、豊かな心と健康な体を育ていけるよう、学校教育環境等の整備を行います。</p>
<p>・家庭や地域の教育力の向上</p>
<p>家庭や地域における教育力低下の背景に、近年の核家族化や地域交流の希薄化などがあります。このため、子どもを地域社会全体で育てる観点からも、学校と家庭及び地域の連携のもとに家庭や地域における教育力を総合的に高めることを推進します。</p>
<p>・子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>
<p>一般書店やコンビニエンスストア等では、性や暴力に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されています。さらには、テレビやインターネットなどのメディアからも有害情報が入手できるようになり、子どもに対する悪影響が深刻化しています。</p> <p>こうした有害情報から子どもたちを守るために、情報モラル学習の開催や、関係機関・団体・PTA、ボランティア等の地域住民と協力して関係業界に対する自主的措置等を働きかけていきます。</p>
<p>・多様性への対応と共生社会の実現</p>
<p>子どもたちが、国籍、宗教、人種、男女、障がいの有無等、属性的条件と価値観やライフスタイルなどの思想的条件を踏まえて多様化する社会においても、それぞれが認められ、他の人と共生し、責任ある社会の一員として自立できるよう支援していきます。</p>

ウ 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進

すべての子どもの人としての権利と自由を守るため、ひとり親世帯の自立支援、障害児施設の充実、児童虐待防止に努めます。

・児童虐待防止対策の充実
虐待の背景には、家族間の葛藤や子育てにおける孤立に加え、社会的要因があるとされ、どこ家庭にでも起こり得ることともされています。早期の発見・防止のために、平成31年4月から子ども家庭総合支援拠点を設置したことから、更に相談体制の強化と充実を推進します。また、虐待を受けた児童に対する支援とアフターケアを関係機関と連携して行い、親と子どもの問題行動を地域住民からも発見・相談できる体制づくりを推進します。 子どもにとっての最前の利益のひとつとして、家庭的な環境での生活が求められることから、更に里親の育成を推進します。
・ひとり親家庭等の自立支援の推進
ひとり親家庭の困りごとに寄り添う相談体制を更に強化し、ひとり親が就職し、仕事と子育てを両立しながら自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう経済的な支援を行います。
・貧困家庭への支援
ひとり親家庭の約半数が低所得であることから、相談体制を強化し、経済的支援の他それぞれの家庭に必要な支援をきめ細かく継続していきます。
・障がい児施策の推進と家族支援
すべての人々が普通に暮らしていけるような「ノーマライゼーション」の理念に基づいて、障がい児の健全な発達とその親を温かく見守る環境を社会全体で推進します。 また、妊婦・乳幼児期の健康診査の充実を図り、身体面の発育不良、障害、精神・運動発達遅滞などの早期発見を行い、発見された児童に対して専門機関のサポートにより適切な医療と指導を実施する体制を強化します。

(2) めざすべき姿2

安心して子どもを産み育てられる環境づくり

家庭や地域、職場において、子育ての意義について理解が深められるとともに、安心して、また、喜びをもって子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産の支援、子育て支援、仕事と家庭の両立の支援、安全・安心な生活環境づくりを行います。

ア 安心して産み育てられる環境の推進

安心して、また、喜びをもって子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、子育て支援の環境の推進を図ります。

<p>・子育てに困難を抱えている家庭へのきめ細かな支援</p>
<p>子どもの療育、発達等に困難を抱えている家庭の相談体制を更に強化し、それぞれの困りごとを解決するために関係機関と連携を図りながら方向性を明確にするとともに、発達が心配又は子育てに不安を抱えている保護者等向けの研修を開催する等、更にきめ細かな支援を継続します。</p>
<p>・周産期及び小児医療の充実</p>
<p>安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものとして、遠野市助産院「ねっとゆりかご」、周産期医療及び小児医療の充実を図ります。特に、救急医療については、都道府県及び近隣の市町村、関係機関との連携を強化し、積極的に取り組みます。</p>
<p>・産後の家庭支援の更なる推進</p>
<p>核家族化等、家族のかたちが変わってきている社会の中で、産後の育児を孤立させないサポートとして家事支援及びオンライン相談体制等、新しいしくみを構築します。</p>

イ 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと親がともに安全かつ安心して生活できる環境を、公園や道路、居住空間などのあらゆる視点で整備し、改善していきます。

<p>・子育て住宅の確保</p>
<p>子育てを担う若い世代を中心とした広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質な住宅の維持管理に努めます。</p>
<p>・安全な道路交通環境の整備</p>
<p>子どもや子ども連れの親等が、安全でかつ安心して通行することができる道路交通環境を整備します。</p>
<p>・安全安心なまちづくりの推進</p>
<p>すべての子どもたちが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりの一環として、道路、公園等の公共施設について犯罪の防止に配慮した環境設計を行います。</p>

ウ 職業生活と家庭生活の両立

働き方改革が推進される社会の中で、子育てと仕事を両立するための取り組みを、住民と行政はもちろんのこと、企業に対する支援体制の充実を啓発・推進するとともに、多様な働き方に柔軟に対応する保育サービスの充実を図ります。

<p>・働き方改革の推進</p>
<p>子育て家庭の母親の就労率が8割を超えていることから、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方の選択を実現させるとともに、一方では子どもと向き合う時間の確保が困難となっていることから、事業所等と連携し市民全体で「働き方の見直し」を推進します。</p>
<p>・仕事と子育ての両立</p>
<p>仕事と子育ての両立を図るには、男女がともに働き、ともに子育てできる環境づくりと、多様な保育需要に対応する保育サービスの充実が求められます。このため、関係機関との連携をさらに深め、環境整備を進めるとともに、保育サービスの充実の徹底を図ります。</p>
<p>・子育てにかかる経済的負担の軽減</p>
<p>多くの子育て家庭やこれから子どもを生子、育てていこうとする家庭の経済的・精神的・肉体的負担感が増大しているという調査結果から、保育料、学童保育料、給食費等、子育て世帯の経済的負担を軽減していきます。</p>

エ 子ども等の安全確保の推進

子どもを犯罪から守るべく、学校、家庭、地域が協力し関係機関の協力のもと、事件・事故の防止を行い、安全な生活環境を整備します。

<p>・子どもの交通安全の確保</p>
<p>子どもを交通事故から守るため、登下校時の見守り活動やキッズゾーンと位置づける道路整備など、警察、保育所、幼稚園、学校、家庭、関係団体等との連携・協力体制を強化し、総合的な交通事故防止対策を推進します。</p>
<p>・子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進</p>
<p>子どもを犯罪等の被害から守るためには、学校と家庭はもちろんのこと、地域社会の協力も必要です。三位一体となった、自主防犯活動を推進するとともに、関係機関との連携をより一層強化します。</p>
<p>・被害にあった子どもたちの保護の推進</p>
<p>犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するためのカウンセリングなど、関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。</p>

(3) めざすべき姿3

家庭や子育てをみんなで支える環境づくり

結婚、出産は個人の意思に基づくものですが、未婚化・晩婚化を背景とした少子化の進行について、市民の理解、認識が深まるような取組とともに、我が子の子育てに加え「孫育て」をキーワードに地域社会で子育てを応援する気運づくりの醸成を図ります。この「孫育て」の担い手は、元気な高齢者であり「健康寿命」の延伸に関する施策も積極的に推進します。

子育て中の人々が安心して働くことができるよう、保育ニーズに対応した必要な提供体制を確保します。特に、3歳未満児の入所定員の拡充を図るため、認可保育所の整備等に係る支援や認定こども園の普及、地域型保育事業の導入等を推進します。

ア 子どもが安心して過ごせる環境づくり

子どもの健やかなる発達の間として、子どもが安心して過ごせる児童保育施設及び居場所を地域の実情を考慮し整備していきます。

<p>・児童保育施設等の整備</p>
<p>人間形成の基礎を培う乳幼児期及び学童期は、子どもの成長に大きな影響を及ぼすことから、教育・保育環境を整備することが重要です。</p> <p>就学前教育・保育施設、放課後児童施設などの施設の整備については、施設の分園や再編についての検討も行いながら、中長期的な計画を定め、設置運営者と連携しながら、すべての子どもが健全に育つことができるよう環境づくりに取り組みます。</p> <p>また、子ども達が夢と希望を育みながら、家族等と一緒に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。</p>
<p>・保育サービスの充実</p>
<p>女性の社会進出や就労形態の多様化、核家族の増加等により、保育施設へのニーズも多様化していることから、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、安心して働くことができる保育サービスの提供体制を整備するとともに、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。</p>
<p>・幼児教育保育の充実</p>
<p>幼児期は、生活や遊びなどの体験を通して、情緒的な発達や知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間としてより良く生きるための基礎を培うための大切な時期であり、幼児の生活の場である家庭や地域、そして幼稚園、保育所等との連携、さらには就学に向けて、小学校との情報共有や相互理解を深める積極的な連携、交流の場を確保します。</p> <p>また、安心できる環境とは、H30年4月1日施行、保育所保育指針、幼稚園の教育要領の改正により幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が明確化されたことから、健康な心と体・自立心・協同性・道徳性・社会生活との関わり・思考力の芽生え・自然との関わり・数量、図形への関心・言葉による伝え合い・豊かな感性と表現等を育むためにも、特に幼児期は安心できる環境構成を推進します。</p>

・幼児教育から小学校への接続
子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校との交流研修会を開催し、教職員が授業や保育を参観し、それぞれの実態や改善点を理解し合い、幼・保・小の連携により幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。
・幼児教育、保育等関係職員の資質の向上
認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業などにおいて、発達段階に応じた質の高い幼児期の教育・保育が提供されるよう、各種研修を実施し、職員の専門性の向上を図ります。
・外国籍の子どもへの支援体制の充実
今後、親の両方又はいずれか片方が外国出身者である子どもの教育・保育施設の利用が見込まれます。 生活習慣や養育観の違い、言葉の壁などの様々な問題に対して、日常生活や子育ての相談、行政サービス利用の際の説明、子どもへの日本語教育や日本語指導などの支援を充実し、外国人も暮らしやすく社会参画しやすい共生のまちづくりに努めます。

イ 地域で子育て家庭を応援

小さな拠点による地域づくりの中で、子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心してゆとりある子育てができるよう、地域における多様な子育て支援を推進します。

・地域における子育て支援の充実
核家族化が進み周囲とのつながりが希薄化する中、身近に話し相手や相談する人がいないなど、孤立している家庭や子育てに不安や負担を感じている家庭が、気軽に交流しながら情報交換や相談ができる場として、保育園や幼稚園、認定こども園、児童館等と連携して、地域の身近な子育て支援拠点の場を提供します。 また、様々な課題を抱える子どもやその保護者等への食事提供と併せて、学習支援・体験活動を実施する「子ども食堂」に取り組む団体等に対し支援します。
・子育て支援のネットワークづくり
子育てを行っているすべての家庭に対して、きめ細かな子育て支援・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。 また、様々なボランティア団体等の連携を図るため情報共有の場を設定する等、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。
・児童健全育成支援の充実
地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があるといわれることから、児童が自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。 また、児童の健全育成を図る上で、児童館、地区センター、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティ

<p>ア、子ども会、自治会等と協働により効果的な活動を行います。</p> <p>さらに、遠野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正により「参酌基準」と定めたところであり、地域の実情に応じた運営に取り組みます。</p>
<p>・地域と学校等との連携及び協働の推進</p>
<p>地域と学校が一体となって特色ある学校づくりを進める「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいた仕組みであり、学校運営協議会制度により自治体の努力義務ではあるが、学校、保護者、地域の皆さんが知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、一緒に協働しあいながら子どもたちの豊かな成長を支えるコミュニティスクールを推進します。</p>
<p>・災害等の未然防止を図る取り組み</p>
<p>東日本大震災等各地で様々な自然災害が発生しており、また子どもを取り巻く事故、SNSによる事件、その他様々な事件等から子どもを守るため、地域、保護者、学校、その他関係機関団体等との連携を図り、啓発活動等により未然に防止し子どもの安全確保に努めます。</p>
<p>・子育てに係る知恵と工夫の伝承</p>
<p>新しい時代、そして、目まぐるしく変化する社会の中であっても、遠野の歴史、文化を築いてきた先人、地域の方、祖父母等から伝わる知恵と工夫を大切にしたいという思いから、子育てにかかる文化を伝承し、今昔物語というようにおむつ、ミルクの形態も変化しているが、「三つ子の魂」、「愛着形成」等変わってはいけないといわれる子育てについて、地域との関わりを大切にしながら、郷土芸能、福祉施設との交流、自然体験等、園ごとに特色ある活動を支援していきます。</p>

ウ 少子化対策

少子化対策の一環として、婚活イベントやセミナーを開催し、独身男女の出会いの場の創出と結婚への機運の醸成を図り、また、他地域との交流から交流人口及び定住人口の増加への施策を展開します。

<p>・出会いの場の創出</p>
<p>近年、深刻化する婚姻率の低下及び少子化に関して、独身男女の出会いの場の創出として市内の婚活事業主催者が開催する事業に対し、補助金を交付し事業の円滑な推進を支援します。また、独身男女が相互に自己演出力を高め、結婚への機運の醸成の一助となるよう婚活セミナー等を開催し、継続的な実施に努めます。</p>
<p>・交流から定住への推進</p>
<p>人口の維持、増加を図るため、遠野の魅力を発信して初回来訪の観光客を増やし、移住から定住化へつなげることが効果的な施策の一つであることから、「遠野」の知名度を生かし、SNSでの発信や各種キャンペーンなどを通じて、遠野の魅力を発信するほか、満足度の高い旅行を体験していただけるよう、観光施設や宿泊施設等の受入体制向上に向けて、各団体、施設と連携した取り組みを図り交流人口及び定住人口の増加への施策を展開します。</p>

5 計画の概念

遠野わらすっこプランは、前述「3 基本的方向性」に沿って、次の図のように「ぐるっと回る人生のライフサイクル」のそれぞれの場面において、支援を行います。

また、遠野わらすっこプランは、現在の施策の見直しとともに、さらなる施策の充実を図るため、施策の展開を世代期間で途切れることなく「連結」し、施策効果が各分野にわたり重ね及ぶよう「複層化」し、併せて既存施策及び新施策を支える「財源の確保」を図りながら、施策を推進します。

